

1. 平成30年第5回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成30年12月3日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第148号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程4 議案第149号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程5 議案第150号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第151号 郡上市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程7 議案第152号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第153号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関
する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第154号 平成30年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程10 議案第155号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程11 議案第156号 平成30年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程12 議案第157号 平成30年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程13 議案第158号 平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程14 議案第159号 平成30年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程15 議案第160号 平成30年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程16 議案第161号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について
- 日程17 議案第162号 市道路線の廃止について
- 日程18 議発第9号 議員派遣について
- 日程19 報告第18号 専決処分の報告について
- 日程20 議報告第17号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程21 議報告第18号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）
- 日程22 議報告第19号 諸般の報告について（行政監査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	農林水産部長	下平典良
商工観光部長	福手均	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	清水宗人
教育次長	丸山功	会計管理者	遠藤正史
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課長	水口裕史
議会事務局 議会総務課長 補佐	竹下光		

◎開会及び開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員の皆様には、大変多用のところ出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成30年第5回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、17番 清水敏夫君、18番 美谷添 生君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（兼山悌孝君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る11月26日の議会運営委員会において協議をいたしております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月3日から12月19日までの17日間としたいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月3日から12月19日までの17日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

なお、大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（兼山悌孝君） ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成30年第5回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶並びに提案説明を申し述べます。

本日、平成30年第5回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御健勝に

て参集いただきまして、まことにありがとうございます。

提案説明に入ります前に、9月定例会以降の市政の動きなどにつきまして、若干の報告をさせていただきます。

まず1番目でございますが、去る10月13日に行われました東海北陸自動車道白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ間4車線化記念のウォーキングイベントについてであります。平成25年に同区間の4車線化工事が着手されて以来、早期整備に向け、事業主体である中日本高速道路株式会社はもとより、関係機関各位には多大なる御尽力を賜りました。片道約1.5キロメートルの白鳥トンネルから中西高架橋ウォーキングでは、普段は歩くことのできない高速道路上のウォーキングということで、150名の募集定員がすぐいっぱいになったと聞いております。当日、私も参加いたしました。念願の4車線化のために新しくつくられた道路を歩き、感慨もひとしおでありました。そして、工事に携わられました皆様の御労苦に改めて感謝の思いを深めた次第であります。

さらには、4車線化記念シンポジウムが11月4日、日曜日に白鳥文化ホールで開催をされました。白鳥地域は、東海北陸自動車道と、現在、整備が進められております中部縦貫自動車道の結節点となります。今後、福井、石川などの隣接県とも協力をしながら、豊かな自然や白山文化等、この地域の資源を最大限に活用した取り組みが求められております。当日は、白山信仰や白山文化に関する基調講演や関係者のパネルディスカッションが行われ、高速交通ネットワークを生かしたこれからの地域振興、観光振興について考える機会となりました。

また、今年度内の前線開通予定に先立ちまして、先週の金曜日、11月30日からは白鳥インターチェンジから高鷲インターチェンジ間の4車線が利用開始となりました。さらに今週末、8日、土曜日からはひるがの高原サービスエリアから飛騨清見インターチェンジ間も4車線が利用開始となります。中日本高速道路株式会社には、特にスキーシーズンの渋滞解消に向け、御尽力いただいたものであり、感謝申し上げますとともに市としても広報周知に努めてまいります。

次に、2点目でございますが、郡上北高等学校創立70周年記念式典並びに郡上高等学校創立100周年記念式典についてであります。ことしは両校が創立されてより、それぞれ70年、100年といった節目の年に当たることから、生徒、卒業生、そして地域の皆様が一丸となって、さまざまな取り組みがなされました。

まず、郡上北高等学校では、9月29日、土曜日、70周年記念の式典がとり行われ、不撓不屈の精神で困難を乗り越え、これまで1万人余の卒業生を輩出してきた北高の歴史を振り返るとともに、白鳥中学校との連携型中高一貫教育など、市北部の高等教育の発展について、思いを一つにされておりました。また、生徒が企画運営する記念イベントも催され、会場は大いに盛り上がりました。

また、郡上高等学校では、10月27日、土曜日、創立100周年記念の式典がとり行われました。大正7年、1918年に旧郡上郡八幡町立実科高等女学校が開校して以来、郡高は2万6,000人余の卒業

生を輩出されました。先人が受け継いできた凌霜の精神を次の100年につなぐとして、今後の発展に期待を膨らませる式典となりました。なお、式典の前日には、改修された郡上高校正門のテープカットが行われましたが、同窓生ら実行委員会の皆様の御尽力に心より敬意を表します。

これから両校は、地域に密着した、より魅力的な学校を目指し、来年度から学科が改編をされます。郡上市の未来を担う生徒諸君が、それぞれの未来に向かって基礎的学力や専門性を高められるよう、新しく生まれ変わる郡上北高等学校、そして郡上高等学校に大きな期待を寄せるものであります。

3番目であります。去る11月2日、金曜日、ふるさと納税の未来を考えるシンポジウムが福井市で開催をされ、郡上市はふるさと納税の趣旨に沿った優れた取り組みを行った自治体として、山形県天童市、福井県池田町、群馬県前橋市とともに、ふるさと納税自治体連合表彰を受賞いたしました。このシンポジウムは、過度な返礼品競争が激化する中、制度本来の理念、趣旨に立ち返ることを目的とし、ふるさと納税の提唱者である福井県知事が全国の自治体に呼びかけ発足した、ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合が主催したものであります。

今回、郡上市が受賞対象となり、事例紹介をいたしましたのは、市民と都市住民の競争による移住のための仕事づくりを行う郡上カンパニーの取り組みであります。地域の活性化と移住・定住促進という課題解決に資するものと評価をいただきましたが、今後とも、ふるさと郡上の応援団として、御寄附いただく皆様の御意向に沿うよう、活用先の取り組みを充実するとともに、節度を守った上での郡上ならではの返礼品に知恵を絞ってまいりたいと思います。

最後に、現在、市庁舎前で行っております分庁舎跡地多目的広場整備工事についてであります。来春の完成に向けまして、10月末までに解体行為を終え、現在は広場の造成工事に入っております。跡地利用については、不足する駐車場対策を初め、イベント用広場としての活用、また、災害時には野外で行わなければならないときの災害対策の拠点として、マンホールトイレを備える等、災害対応機能の強化も図ります。

さらには、この広場を囲む施設を一体的に捉え、文化センターと産業プラザの間をつなぐ渡り廊下を設置し、来庁者の便宜向上にも努めます。

一方で、先ほどの報告にもありました旧郡上郡八幡町立実科高等女学校の校門と松は、その歴史を記念するものとして現状保存するなど、市庁舎及び関係施設の正面玄関としての景観にも配慮しながら、広場の有効活用に努めてまいりたいと存じます。

なお、工事期間中は、来庁される皆様を初め、近隣の皆様にも御迷惑をおかけしますが、安全に十分留意しながら努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案につきまして、その概要を申し上げ

ます。

今回、提出をいたしました議案は、全部で15件で、その内容は条例の制定及び一部改正に関するものが6件、平成30年度補正予算関係が7件、その他2件であります。

まず、議案第148号は、郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。平成30年人事院の給与勧告に鑑み、市議会議員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、年間の支給月数を現行の4.3月分から4.35月分にしようとするものであります。

議案第149号は、郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。前議案と同じく、人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げようとするものであります。

次に、議案第150号は、郡上市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。これも人事院の給与勧告に鑑み、職員の給与の適正化を図るため、給料表の改定及び期末・勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、年間の支給月数を現行の4.4月分から4.45月分にする等、所要の規定を整備するものであります。

議案第151号は、郡上市犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、その施策を総合的に推進するため、犯罪被害者等の支援に係る市及び市民等の責務を定めるほか、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための施策など、必要な事項を定めるものであります。

議案第152号は、郡上市税条例の一部改正についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、市民税の申告手続の見直し、配偶者特別控除の適用を受ける年金所得者の申告用件の見直し等について、所要の規定を整備するものであります。

議案第153号は、郡上市滞在型コンベンション施設ホテル積翠園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。同施設の客室等の改修に伴い、宿泊区分または部屋使用区分に応じた使用料の額等について、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第154号から議案第160号までは、平成30年度郡上市一般会計を初め、全部で7会計の予算の補正をお願いするものであります。

まず最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明いたします。まず、歳出では、犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者の支援金及び貸付金の新設に伴い、生活安全対策事業に50万円、郡上高校及び郡上北高校に通う生徒の通学費支援について、利用者数の実態に即した増額に伴い、高校生通学費助成事業に605万円、小中学校のエアコン設置工事に係る設計委託に伴い、小中学校校舎等整備事業に3,079万2,000円、白鳥町長滝の白山瀧宝殿に収蔵する国重要文化財、木造韋駄天立像及び木造善財童子立像のレプリカ作製等に係る文化財保護事業に1,312万4,000円、伝統的建造物群保存地区に隣接する八幡町殿町の積翠荘跡地の整備に係る実施設計委託に伴い、文化施設整備事業に

864万円、今夏の豪雨及び台風の被害による施設等修繕に伴い、公共施設修繕に1,613万2,000円、農地農業用施設修繕に3,005万円、伝統的建造物の特定物件である八幡町の安養寺の大屋根修理の補助金として1,000万円、人事院勧告に基づく職員給与等の見直し及び職員の異動等に伴う職員給与費等の所要額の調整による5,325万4,000円等、これらについて、それぞれ増額補正をしようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として、農地農業用施設災害復旧費補助金等2,972万7,000円、伝統的建造物群保存対策費補助金700万円、小中学校エアコン設置工事に伴う学校施設環境改善交付金等3,066万4,000円、文化財保護事業に係る教育費寄附金1,000万円、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の採択による県清流の国地域振興補助金760万円、公定価格の改定による増額に伴う私立保育園、私立幼稚園、施設型給付費負担金及び補助金として3,967万円等、それぞれ増額補正しようとするものであります。

以上、歳入歳出それぞれ増減要因等を総合いたしまして、歳入歳出それぞれ2億5,508万5,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、国民健康保険特別会計を初めとする4つの特別会計及び水道事業会計、病院事業会計の2つの企業会計では、人事院勧告に基づく職員給与の見直し及び職員の異動等に伴う人件費所要額の調整や委託料、賃金など、物件費等の増減等を主な要因とする補正をそれぞれお願いするものであります。

議案第161号は、特定非営利活動法人郡上つくし会をフレンドシップつくしの家の指定管理者として引き続き指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定期間は平成31年度から3年間であります。

議案第162号は、白鳥町内の大島工業団地整備計画に関連をいたしまして、不要となる市道中ノ棚1号線の廃止につきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例議会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分のご報告がございます。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。平成30年12月3日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

◎議案第148号から議案第153号までについて（提案説明）

○議長（兼山悌孝君） 日程3、議案第148号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程8、議案第153号 郡上市滞在型コンベンション施設

ホテル積翠園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括議題といたします。順次、説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） それでは、お願いいたします。

議案第148号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年12月3日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、平成30年人事院の給与勧告に鑑み、議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚、おめくりをいただきますと、改め文がございます。次のページは新旧対照表でございますが、説明は、その後に添付をしております資料でさせていただきたいと思っております。資料をごらんいただきたいと思っております。

2の改正内容の欄をごらんいただきたいと思っております。第5条第2項になりますが、期末手当の年間支給月数を4.3月から4.35月に、0.05月引き上げるとともに、6月期、12月期とも2.175月の同月数とするものでございます。ただし、平成30年4月1日から31年3月31日までの間におきましては、6月期を既に支給済みの2.075月とし、12月期を年間の4.35月から2.075月を除いた2.275月とするものでございます。なお、12月10日の支給日には、改正前の2.225月分を支給しまして、引き上げる0.05月分につきましては、議決をいただいた後の12月26日をめぐりに追記をさせていただく予定としております。

3の施行日につきましては、交付の日から施行しますが、30年4月1日にさかのぼって適用をいたすことといたしております。

続きまして、議案第149号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年12月3日提出。郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、平成30年人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。本条例改正におきましても、添付しております資料で説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料をごらんいただきたいと思っております。

2の改正内容ですが、これも同じく第5条第2項になりますが、期末手当の年間支給月数を4.3から4.35月に0.05月分引き上げるとともに、6月期、12月期とも2.175月の同月数とするものであ

ります。これにつきましても、平成30年4月1日から31年3月31日までの間においては、6月期を既に支給済みの2.075月とし、12月期を年間の4.35月から2.075月分を除いた2.275月とするものがあります。

3の施行日につきましては、公布の日から施行としますが、30年4月1日にさかのぼって適用させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第150号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年12月3日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、平成30年人事院の給与勧告に鑑み、職員の給料月額及び諸手当を改定するため、この条例を定めようとするものでございます。本条例改正におきましても、添付をさせていただきます資料にて説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

資料の2、改正内容をごらんいただきたいと思います。本条例の改正につきましては、同一の条項におきまして、施行期日を異にするものがございまして、施行期日ごとに条立てして規定をしております。この、まず第1号関係ですが、これは平成30年4月1日までさかのぼって適用する規定でございます。

初めに、(1)初任給、調整手当の改定、13条の3であります。医療職給料表1表の改定状況を勘案した国家公務員に対してとられる措置を考慮しまして、限度額を引き上げるものでございます。表の上段ですが、病院、診療所等において医療業務に従事する医師及び歯科医師に支給しておりますが、改正前41万4,300円を改正後41万4,800円に500円引き上げるものでございます。

その下段は、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職員で、国では医系技官等が該当するものでございますが、本市には該当者がございません。改正前5万700円を5万800円に100円引き上げるものでございます。

なお、初任給調整手当は、民間病院との給与格差を埋め、医師の人材確保につなげることを目的に支給する手当でございます。

次に、(2)の宿日直手当の改定23条でございます。宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえました国家公務員に対してとられる措置を考慮しまして、限度額を引き上げるものでございます。

表をごらんいただきたいと思います。通常宿日直につきましては、4,200円を4,400円に200円引き上げるものでございます。また、家畜診療等に対応するための獣医師の当直につきましては、国家公務員の規定にはないため、市独自で定めておるものでございます。1万円を一般職の改定率に合わせまして、1万500円に500円引き上げるものでございます。

なお、医師、歯科医師の市民病院業務当直については、医師の処遇改善のため、平成29年度より

1万円の引き上げを行いまして、現在、限度額が3万円になっておることから、今回の宿日直手当の引き上げは行いません。

また、その他、病院等における規則で定める宿日直手当につきましては、国における医師、歯科医師の宿直勤務手当の限度額2万1,000円を基準に改めることとしております。

次に、(3)の勤勉手当の改定23条の7でございます。期末勤勉手当につきましては、民間の支給割合に見合うよう、4.4月分を4.45月分に0.05月分引き上げるものでありますし、その引き上げ分につきましては、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分するものでございます。

下の表をごらんください。まず、一般職の場合の支給月数ですが、30年度に限りですが、期末手当は現行のとおり6月期は1.225月、12月期は1.375月、計2.6月とし、勤勉手当につきましては、6月期は現行の0.9月として、12月期については、現行の0.9月から0.95月に引き上げ、計1.85月とし、合計を現行の4.4月から4.45月とするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、特定管理職員、いわゆる主幹以上の管理職員の支給月数につきましては、30年度に限り、期末手当は現行どおり6月期は1.025月、12月期は1.175月、計2.20月とし、勤勉手当につきましては、6月期は現行の1.10月とし、12月期は現行の1.10月から1.15月に引き上げ、2.25月とし、合計を現行の4.40月から4.45月とするものでございます。

最後に、一般の再任用の場合の支給月数につきましては、30年度ですが、期末手当は現行どおり6月期は0.65月、12月期は0.80月、計1.45月とし、勤勉手当につきましては、6月期を現高の0.425月とし、12月期は現行の0.425月から0.475月に引き上げ、計0.9月とし、合計を現行の2.30月から2.35月とするものでございます。

次に、(4)給料表の改定。これは、別表になりますが、まず、行政職給料表につきましては、民間給与との格差を埋めるため、初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定とするものでございます。その他は400円の引き上げを基本に改定するものであります。平均改定率は0.2%です。その他の給料表につきましても、行政職給料表との均衡を基本に改定するものでございます。

ここまでの施行につきましては、交付の日から施行いたしますが、30年4月1日から遡及適用となります。

次に、平成31年4月1日からの施行となります第2条関係です。

まず、期末勤勉手当の改定、第23条の4、第23条の7でございます。平成31年度以降は、6月期、12月期の期末勤勉手当が均等になるように配分をするものでございます。

次の表をごらんください。まず、一般職員の場合ですが、期末手当については、6月期、12月期とも1.3月とし、計2.6月に、勤勉手当につきましては、6月期、12月期とも0.925月とし、計1.85月に改めまして、合計を4.45月とするものであります。

また、管理職員の場合の支給月数ですが、期末手当につきましては、6月期、12月期とも1.10月とし、合計2.20月に、勤勉手当につきましては、6月期、12月期とも1.125月とし、計2.25月に改めまして、合計を4.45月とするものでございます。

3ページになりますが、一般の再任用職員の場合の支給月数ですが、期末手当につきましては、6月期、12月期とも0.725月とし、計1.45月に、勤勉手当につきましては、6月期、12月期とも0.45月とし、計0.9月に改め、合計を2.35月とするものでございます。

最後に、その他といたしまして、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法の改定22条でございます。

時間外勤務手当及び夜間勤務手当等を算定する上で基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算定につきましては、これまで国家公務員を準拠として下の改正前にありますように計算をしておりましたが、地方公務員については、労働基準法の規定が一部適用されるとのことから、総務省からの各自治体に対する指導に基づきまして、その算出方法を改めるものでございます。

改正前では、給料月額に地域手当、初任給調整手当、特殊勤務手当を加えた金額に12月期を掛けた金額が分子になりますが、それを1週間当たりの勤務時間掛ける52週で除した金額を1時間当たりの給与額としておりました。

改正後では、分子のほうは同じですが、分母の1週間当たりの勤務時間掛ける52週になります。この52週の中に勤務を要しない平日の祝日や年末年始の休暇もでございますので、それを差し引くわけですが、括弧の中の最初の祝日法の休日及び年末年始の休日、これを全部引いてしまいますと、土曜日が祝日になる日と年末年始の土日がありますので、その日数に勤務時間を掛けたものを除いて計算をするということになります。これまでの施行については、平成31年4月1日からの施行としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾 松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、議案第151号をよろしくお願いいたします。

郡上市犯罪被害者等支援条例の制定について。

郡上市犯罪被害者等支援条例を次のとおり定めるものとする。平成30年12月3日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、その施策を総合的に推進するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきまして、本文がございまして、少し説明を加えてございます資料をつけておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいというふうに思います。この郡上市犯罪被害者等支援条例でございますが、提案理由のとおり、犯罪被害者等基本法に定める基本理念を実現するため

に条例を制定し、市としての意思を市民に示すものでございます。

第1条で目的を示しております、その中で犯罪被害者等のための施策とございますが、これは犯罪等による被害者と、その家族が受けた被害の回復や軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、また、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策を言うもので、このことに関する基本理念を定めて、市や市民等の責務を明らかにしたものでございます。

第2条では、用語の意義を説明しております、ここで言う犯罪等とは、犯罪被害者等基本法に規定する犯罪等を言い、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為であり、いじめであるとか、DVであるとか、ストーカー行為なども含むものでございます。犯罪被害者等とは、被害をこうむった本人だけではなく、その家族や遺族も含めるということでございますし、二次的被害とは、直接的な被害以外の経済的な損失や精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等も含むということになってございます。

第3条で、基本理念と、それに基づく施策などを規定しております、基本理念は、犯罪者等基本法と同様とし、被害者等の権利と、それに基づく適切な施策を講ずるものとともに、特に、第4項では二次的被害の防止という、そういった重要性を定めてございます。

第4条では、市の責務を規定しております、犯罪被害者等のための施策の円滑な実施と二次的被害防止への配慮を、また第5条では、市民等の責務を規定しまして、支援の重要性についての理解や対応する施策への協力、二次的被害の発生防止などを定めてございます。

第6条では、犯罪被害者等に対して、市が窓口を設置して、相談及び情報の提供を行うこととしておりますし、第7条では、経済的な負担軽減を図るための情報の提供や支援金等の支給を講ずるということに定めてございます。なお、支援金等につきましては、この条例の交付に合わせて規則を定めることとしておりまして、死亡の場合は遺族支援金として30万円、重傷病の場合は10万円、当面の生活資金を必要とする場合は無利子の貸付金20万円を予定しております、今回の補正予算で支援金1件、貸付金1件を計上してございますので、よろしく願いをいたします。

第8条では、効果的な支援実現のための必要な人材の育成を行うこととし、第9条では、犯罪被害者等の支援や二次的被害の防止のための広報、啓発について定めてございます。

第10条では、民間団体等が犯罪被害者等の支援に果たす役割が重要であることから、その団体等への支援について定めてございます。

また、11条では、支援の対象とならないものについて規定しております、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合や、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときには、支援を行わないことができると定めてございます。

なお、第12条では、必要な事項は市長が別に定めるとしてあり、先ほど申し上げたような支援策

を含めまして、別途規則を設けることとしてございます。

あと、附則といたしまして、公布の日から施行とするというものでございます。

以上でございますので、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第152号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

郡上市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年12月3日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、改正条文の改め文がございまして、もう1枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございまして、7ページまでありますので、ちょっとわかりにくいと思いますので、資料にて説明をさせていただきたいと思っております。第152号の郡上市税条例の一部を改正する条例についてという資料がございまして、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

それでは、改正の概要について説明させていただきます。右側には、対応する新旧対照表のページ番号を記載してございまして、あわせて御確認いただきたいと思います。今回の改正でございますが、大きく6項目になります。

1つ目といたしましては、字句の改正でございます。新旧対照表1ページ、3ページの第23条の第1項、第36条の2第1項にございまして「によって」というところを「により」に改正することを初めといたしまして、以下、ごらんのとおり、それぞれ字句の改正内容及び改正条例、新旧対照表のページですので、よろしくお願いをいたします。

2つ目といたしましては、個人市民税の見直しでございます。新旧対照表の1ページから3ページ、それから6ページの関係でございまして、第24条、第34条の2、第34条の6、附則第6条になります。

施行日といたしましては、平成33年、2021年の1月1日施行ということでございまして、よろしく願いいたします。

こちらでございますが、働き方改革の多様化を踏まえまして、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除及び公的年金等の控除額が一律10万円引き下げられたことに伴いまして、個人市民税の非課税措置に係る所得要件や所得控除についての規定の整備でございます。給与所得者や年金所得者としては、所得金額が10万円ふえるということになります。このため、第24条では、個人の非課税の範囲の見直しが行われ、障がい者や未成年者等に対する非課税措置に係る合計所得金額を現行の125万円以下から135万円以下に10万円引き上げることとするものでございまして、個人市民税の均等割、所得割に係る合計所得金額の非課税基準も10万円引き上げるものでございまして、均等割と所得割の非課税基準判定を表にしておりますが、扶養がない場合、改正前の均等割28万円、所

得割35万円が改正後にはそれぞれ38万円、45万円となるもので、扶養がある場合も、それぞれの計算式に10万円を加算することとなっております。

また、34条の2では、所得控除の見直しでありまして、基礎控除額が先ほどと同様に10万円引き上げられます。ただし、2,400万円を超えますと、下の表にありますように提言し、2,500万円を超えますと適用外となります。このことによりまして、給与所得者や年金所得者の所得が10万円ふえることへの対応がとられます。所得が2,400万円を超える高額所得者以外は、結果的には現状と変わらないということになります。営業所得者等につきましては、非課税基準や基礎控除が10万円上がることから、影響があるということになります。

裏面を見ていただきたいと思います。3つ目といたしまして、配偶者特別控除の適用を受ける年金所得者の申告要件の見直しに係る規定の改正でございます。新旧対照表の4ページの第36条の2になります。こちらにつきましては、施行日は平成31年1月1日施行ということでございますので、よろしくお願いいたします。

平成31年度分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に源泉控除対象配偶者の有無や所得の見積もり額が記載できるようになることから、個人市民税の申告書の提出がなくても、配偶者は源泉控除対象配偶者である場合の配偶者特別控除の適用が受けられるという規定の整備でございますので、よろしくお願いいたします。

4つ目でございますが、法人市民税の改正でございまして、新旧対照表の1ページ、4ページ、5ページにあります第23条の第3項、また第48条になります。こちらにつきましては、施行日は平成32年、2020年の4月1日施行ということになります。法人市民税の申告手続の改正でございまして、資本金が1億円を超える普通法人等につきましては、法人市民税の確定申告書等の提出を電子申告に義務づける規定の整備でございますので、よろしくお願いいたします。

5つ目でございますが、地方税法附則第15条の項の廃止に伴う、項ずれによる改正でございまして、新旧対照表の6ページにあります附則第10条の2ということになります。こちらにつきましては、施行日につきましては、平成31年4月1日施行でございます。

2つ表がございまして、下の表を見ていただきたいと思います。こちらが地方税法附則第15条の改正前と改正後でございまして、第43項が廃止になることに伴いまして、第44項から第48項までがそれぞれ第43項から第47項まで繰り上がるというものでございます。この法律を引用しております条例の附則第10条の2が上の表になりますけれども、それぞれ第44項を43項に、第45項を44項に、第47項を46項にするものでございます。

3ページに移りまして、最後になりますが、租税特別措置法等の特例廃止に伴う条ずれに伴います改正でございます。新旧対照表の6ページ、7ページの附則第17条の2になります。こちらにつきましては、施行日は平成31年1月1日施行ということになります。

下の表になりますが、こちらが租税特別措置法の改正前と改正後でございます。第37条の7から第37条の9までが廃止となりまして、既に廃止されております第37条の9の2及び同9の3も削除されることから、第37条の9の4を第37条の8、第37条の9の5を第37条の9に繰り上げるということでございます。この改正に伴いまして、附則第17条の2第3項中の第37条の4から第37条の7までを第37条の4から第37条の6までと改めるものでございますし、あと、第37条の9の4または第37条の9の5というところを第37条の8または第37条の9に改めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手 均君。

○商工観光部長（福手 均君） では、続きまして、議案第153号でございます。郡上市滞在型コンベンション施設ホテル積翠園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市滞在型コンベンション施設ホテル積翠園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年12月3日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、郡上市滞在型コンベンション施設ホテル積翠園の客室等の改修に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするということでございます。

条例の中身に入ります前に、皆さん、きょう、お手元に資料を一つお配りしておりますので、これをごらんいただきたいと思っております。積翠園関係の資料でございますが、これで、まず、今、改修工事をやっておる真っ最中でございますけれども、これの、もう一度、確認の意味で、どのような改装をしているのかというのを簡単に御報告を申し上げたいと思っております。

まず、おめぐりいただきまして、1ページであります。これは、1階の平面図であります。紫色のラインというのは、会議室でありまして、左上のほうのコンベンションホール、そして、入ってすぐ右側の和室、ここについては、今も稼働しております。ここで営業活動しておりまして、ここについては大きく変更ございません。そして、赤い枠の客室Aというところが、これ、従来はお風呂でありましたけれども、ここをお部屋に改装して、一番グレードの高い部屋を2部屋つくるといふふうに、今、改装中でございます。

そして、右側の緑色のラインの客室のBにつきましては、1階では3部屋ございますけれども、今、いわゆる中間グレードの部屋として改装中でございます。

続きまして、ページをおめぐりいただきまして、2ページになりますけれども、これは同じように2階でございますけれども、緑色のライン、中ほどにございます、2階の会議室AとB、これは従来の結婚式場、ここを今、大改装で会議室という形で、ここは完成後は、朝ご飯、夕ご飯、宿泊の方にこちらで提供するという機能と、あいた時間には、もちろん会議室としても利用すると、そういう形で今、AとBの改修を進めております。

2階の客室につきましては、凡例に従いまして、グリーン色の客室Bというのは、今もありますが、

客室の5部屋を、右側のほう、ここを改装するというものでありまして、それぞれ市街地の見える方向、また、城の見える方向もこの図に記しております。

また、客室のCというのが一番スタンダードなお部屋ですけれども、これが従来の宴会場がありました大広間を改装し、また、その反対側にありました日本間につきましても、今、改装中ということで、ここは完成後は11部屋という形の改装になります。

こういった形で、今、改装中でありまして、従来、積翠園は部屋の数が8部屋しかありませんでした。そして、各部屋の定員は6人ということで、いわゆる昔ながらのといえますか、少し古い考え方の、一つの大きな部屋で4人、5人といった、割と大きな人数のグループを対象にした部屋構成でございましたが、例えば、昨年の実績を見ましても、1グループ当たりの人数は2.6人と、今、2人、3人というのが主流というふうになっておりますので、そういった時代のニーズに応えるために、今回、部屋をふやし、なおかつ各部屋の定員というのは2人あるいは3人を中心と、そういうふうに変えていくというのが今回の趣旨でございます。

そういったことで御理解いただきまして、次の資料ですけれども、3ページはパースといまして、イメージ図でありますけれども、客室のAが2つできますけれども、これはいわゆるスイートルームという位置づけで、一番、いわゆる豪華志向のこういった部屋になるということで、今、工事をしております。

続いて、その次の4ページにつきましては、これは平面図のみでありますけれども、客室のBという、いわゆる中間グレードの平面図でございます。ここは、普段はベースをツインの部屋としながら、エキストラベッドで3人、4人の対応ということを考えています。

また、最後のページ、5ページの客室Cにつきましては、2タイプありまして、平米数も少し違いますけれども、いわゆるこういった形のスタンダードな部屋というもので、今、11部屋を改装中ということでございます。

このように、変えていきますよということを御報告した上で、条例のほうに入っておりますけれども、条例の1ページの新旧対照表で御説明を申し上げます。

向かって右側が旧でありますので、今までずっと用いてきた料金表でございます。今までは、部屋のA、B、Cというランクはございまして、一律に部屋は料金を記しておりました。宿泊施設の1泊2食、1泊朝食素泊まりという、そういった料金形態でやっておりました。それぞれ、ここに書いてありますのは税抜きの上限の金額であります。例えば1泊2食で一番高い料金で1人3万9,000円までと規定をしておりました。それぞれそういうふうでございますけれども、今回、左側が新しく条例改正する案でございますけれども、今度は食事を抜きまして、素泊まり金額というふうに定めると。素泊まり金額で、Aタイプについては2万7,000円まで、そしてBタイプについては2万円まで、同じくCタイプについては1万6,000円までというふうにベースを決めるというも

のでございます。

そして、さらに備考に書いてございますけれども、市長の定める繁忙期については、この金額の3割までの範囲内で加算できるというふうに、いわゆる料金設定の幅を持たせると、そういうことも提案申し上げたいと思うわけでありまして。ですので、例えば、一番上の2万7,000円ですと、3割アップですと3万5,100円までというふうになります。こういった形で、特に夏の踊り時期等の繁忙期、特に特別な時期には、ある程度の利用に応えたいというふうに思います。

そうしますと、食事につきましては、ここに書いてございませぬけれども、食事につきましても、いろいろな料金形態によって、朝食ですと2,000円ないし3,000円、そして夕食は5,000円、7,000円、1万円、1万5,000円といういろいろなコースが選べるという形で、細かい料金設定をして、いろいろなタイプのクラスのお客さんに対応すると。そして収益を上げていく。そして、なるべく客室のロスがないように稼働率を上げていく。そういったことが基本路線でございますので、そういった趣旨で御検討をお願いいたします。

続きまして、その次のページでございます。2ページです。こちらは会議室であります。会議室につきましては、1階につきましては、現在までと構成も、そして料金についても変化をさせません。入って左奥のほうの一番大きいところは、1日4時間使った場合は8万円、そして8時間使った場合は16万円までというふうに変化はございません。

また、2階につきましては、先ほど申し上げました従来の結婚式場を改装した会議室、そして会議場AとBにつきましては、このような料金形態で運営してまいりたいと思っております。

一番最後の客室のA、B、Cにつきましては、宿泊を伴わない場合の使用料金ということで、客室のCというのが、従来までと変わらず、4時間まで1万2,000円、8時間が2万4,000円、そして、それに加えてAとBにつきましては、若干設備がいいものですから、このような形で、少しアップをさせた金額で使用料を設定してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第154号から議案第160号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（兼山悌孝君） 日程9、議案第154号 平成30年度郡上市一般会計補正予算（第3号）についてから、日程15、議案第160号 平成30年度郡上市病院会計補正予算（第1号）についてまでの7議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾 松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、議案第154号から160号まで7会計の補正予算案の議案につきまして、まとめて読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第154号 平成30年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について、議案第155号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第156号 平成30年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第157号 平成30年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第158号 平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第159号 平成30年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第160号 平成30年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成30年12月3日提出、郡上市長 日置敏明。

予算書のほうを見ていただきたいと思います。まず一般会計のほうでございますが、平成30年度一般会計補正予算（第3号）というのを見ていただきたいと思います。

1枚おめくりいただきますと、平成30年度郡上市の一般会計補正予算書（第3号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,508万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ309億3,192万6,000円とするものでございます。

第2条には繰越明許費がございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の補正でございます。地方債の追加及び変更は、第3表 地方債補正による。ということございまして、5ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費でございます。款2 総務費総務管理費でございますが、公共施設マネジメント推進事業617万円でございます。こちらは、公共施設適正化配置計画の策定に当たりまして、市民ワークショップの開催を当初、南北の2会場で、各3回程度を計画しておりましたが、参加者の利便性や、より細かい議論を行いたいという観点から、7地域で各4回開催することとしたために、年度内に計画を策定することができなくなるため、繰り越すものでございます。

続きまして、款9 教育費社会教育費の文化財保護事業でございます。659万円。こちらにつきましては、仏像のレプリカ作製に日数を必要とすることから繰り越すものでございます。合わせて1,276万円となりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。地方債の補正で、追加でございます。学校教育施設等整備事業でありまして、こちらにつきましては、小中学校のエアコンの設置工事に係ります設計委託業務に関する部分でございまして、限度額を2,040万円とし、起債の方法につき

ましては、普通貸借または証書借り入れ、利率については3%以内、償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により銀行、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借りかえすることができるというものでございます。

2つ目といたしまして、変更でございます。補助災害復旧事業でございます、補正後を見ていただきたいと思っております。限度額を1,280万円加えまして、4億450万円とするものでございます。こちらにつきましては、農地農業用施設の災害復旧費の31カ所に係る部分でございます、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。合計といたしまして、42億7,800万円とするものでございますので、よろしくお願いいたします。

あと、その他につきましては、今回、お配りしてございます事業概要説明一覧表により、また御審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の上程しております補正予算、7会計でございますけれども、平成30年度の人事院勧告に伴うものや、人事異動また手当の変動等に伴う補正がございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）をごらんいただきたいと思っております。

1枚おめくりをいただきまして、平成30年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,762万9,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ447万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,838万9,000円とするものでございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、下水道事業特別会計補正予算書のほうを見ていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、平成30年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,201万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,256万6,000円とするものでございます。

第2条に地方債の変更は第2表 地方債補正によるということございまして、3ページをごらんいただきたいと思っております。地方債の補正、変更でございます。下水道事業債でございます、補正後を見ていただきますと、400万円追加をいたしまして、限度額を3,200万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じということで、合計といたしまして4億310万円とするものでございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、介護保険特別会計補正予算書（第2号）をごらんいただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、平成30年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,960万円とするものでございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、介護サービス事業特別会計補正予算書（第1号）をごらんいただきたいと思ひます。

1枚おめくりをいただきまして、平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,718万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,099万6,000円とするものでございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、郡上市水道事業会計補正予算書（第1号）をごらんいただきたいと思ひます。

1枚おめくりいただきまして、第1条、平成30年度郡上市水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条に収益的収入と支出がございますが、支出のほうをごらんいただきたいと思ひます。第1款といたしまして、水道事業用費用、営業用費用で311万2,000円、それから特別損失24万8,000円の両方とも減とするものでございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、郡上市病院事業会計補正予算書（第1号）をごらんいただきたいと思ひます。

1枚おめくりいただきまして、第1条、平成30年度郡上市病院事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条に収益的収入と支出がございます。今回は、市民病院と国保白鳥病院、両方ございまして、合わせて63万4,000円の減となるものでございます。支出のほうを見ていただきたいと思ひます。第1款が郡上市市民病院の事業費でございまして、医業費用43万7,000円、それから医業外費用19万7,000円、それぞれ減額とするものでございますし、第2款国保白鳥病院事業費でございまして、医業費用を326万7,000円減として、訪問介護ステーション事業費用を326万7,000円の増とするものでございますので、よろしくお願いをいたします。

第3条でございますが、資本的支出がございます。こちらのほうでございますが、収入といたしましては、第1款郡上市市民病院事業、資本的収入の補助金としてでございますが、2,768万3,000円の増とするものでございますし、支出といたしまして、第1款郡上市市民病院事業資本的支出の企業債の償還金1,029万4,000円、第2款国保白鳥病院事業、資本的支出、企業債償還金496万1,000円、それぞれ増とするものでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上、7会計につきまして、補正予算の上程でございます。それぞれ、先ほど申し上げました事業概要説明一覧表に明細を記載してございますので、これを参考に御審議いただきたいと思ひますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ただいま説明のありました議案第154号から議案第160号までの7議案については、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑については、予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第154号から議案第160号までの7議案については、会議規則第44条第1項の規定により、12月4日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第154号から議案第160号までの7議案については、12月4日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時に再開いたします。

（午前10時47分）

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

（午前10時58分）

◎議案第161号について（提案説明）

○議長（兼山悌孝君） 日程16、議案第161号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） 議案第161号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について、次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成30年12月3日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、フレンドシップつくしの家。指定する団体、郡上市大和町剣61番地1、特定非営利活動法人 郡上つくし会。指定の期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。

次のページの資料をごらんください。フレンドシップつくしの家ですが、種別といたしましては、就労継続支援Bといたします。事業の目的といたしましては、一般企業への就労が困難な障がい者に対して、生産活動や社会参加活動の機会の提供。就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行うものであります。

平成29年度の実績といたしましては、利用状況では施設の定員は20人でありまして、1日平均利用者数は14.2人となっております。主な生産活動といたしましては、給湯器の部分組み立てなどの

下請け作業、あとはアクリルたわしなどの授産製品、その他、アルミ缶回収圧縮販売等を行って見えます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第162号について（提案説明）

○議長（兼山悌孝君） 日程17、議案第162号 市道路線の廃止についてを議題といたします。
説明を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 議案第162号 市道路線の廃止について。道路法第10条第3項の規定により、次の道路を廃止したいので、議会の議決を求める。平成30年12月3日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号3-0384、路線名中ノ棚一号線、区間につきましては、起点終点とも郡上市白鳥町大島字中ノ棚でございます。

1枚おめくりいただきまして、参考資料をつけさせていただいておりますけれども、その資料を、もう1枚おめくりいただきますと、図面というか地図が載っております。こちらにつきましては、本路線につきましては、大島工業団地の整備事業の実施に伴いまして、大島工業団地の中にとり込まれる区域ということになります。そうした関係で、市道としては不要となるということで、路線を廃止するものでありますので、よろしくお願いいたします。

この図面の赤い点線で書いた路線1本がそうなんですけれども、この赤い線の左側にございます建物が、東海鋼管の工場でございます。そちらのちょうど東側にある市道ということでございますが、こちらが工業団地のほうに新たにとり込まれるという形で不用となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第9号について（採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程18、議案第9号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により申し出があります。

お諮りをします。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎報告第18号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程19、報告第18号 専決処分の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

総務部長、乾 松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 報告第18号をよろしくお願ひいたします。専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成30年12月3日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、専決9号でございます。今回は6件ございますのでよろしくお願ひいたします。

専決第9号、専決処分書、和解及び損害賠償の額を決定することについて。地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。平成30年10月11日、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容でございます。平成30年8月1日、午後0時15分ごろ、やまとふれあいバスが大和町徳永地内を走行中、三洋堂前交差点において、左右を確認しないで侵入してきた相手車両と衝突した。市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合10%でございます。損害賠償の相手方はごらんのとおりでございます。損害賠償の額1万8,255円でございます。

続きまして、専決第10号。専決日につきましては、平成30年11月13日でございます。

損害賠償による和解の内容でございますが、平成30年10月20日、午後7時ごろ、郡上市白鳥町那留地内の市道小向・大平線において、相手方車両が道路舗装の破損箇所を通過したところ、車両前方左側タイヤを損傷した。市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は40%でございます。損害賠償の相手方はごらんのとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。損害賠償の額3,494円でございます。

続きまして、専決第11号。専決日は先ほどと同日でございます。

損害賠償による和解の内容は、平成30年8月13日、午前10時5分ごろ、観光課職員が郡上市八幡町橋本地内において公用車を運転中、対向車を避けるため左側へよけたところ、サイドミラーが歩行者に接触した。歩行者は右上腕打撲傷及び右肩関節捻挫と診断された。市は示談により下記金額で損害を賠償するものでございます。市の過失割合100%。損害賠償の相手方はごらんのとおりでございます。損害賠償の額は44万1,710円でございます。

続きまして、専決第12号。こちらのほうも専決日は30年11月20日でございます。

損害賠償による和解の内容。平成30年8月23日、午後9時30分ごろ、道の駅明宝の指定管理者で

ある株式会社明宝マスターズの職員が郡上市明宝奥住地内にある宿泊施設のめいほうベルグコテージの駐車場において公用車を駐車しようとしたところ、駐車中の相手車両と接触した。市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合100%でございます。

こちらにつきましては、指定管理を委託している道の駅で、台風20号の影響によりまして、倒木がございました。その処理をした後の運搬中の事故でございます。損害賠償の相手方はごらんのとおりでございます。損害賠償の額40万6,164円。

続きまして、専決第13号でございます。専決日は同じく平成30年11月20日でございます。

損害賠償による和解の内容。平成30年8月4日、午後4時ごろ、消防本部中消防署職員が郡上市八幡町有穂地内の国道472号において公用車を運転中、緩やかな下り右カーブを曲がり切れず、進行方向左側の歩道へはみ出し、車体が歩行者分離ブロックへ乗り上げ、制御不能となった。そのまま走行した結果、神谷橋欄干に衝突し、欄干を損傷させた。市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合100%でございます。損害賠償の相手方はごらんのとおりでございます。損害賠償の額34万5,600円でございます。

専決第14号も専決日は同日、平成30年11月20日でございます。

損害賠償による和解の内容。平成30年10月1日、午後0時45分ごろ、消防本部予防課の職員が、洗浄したアルミ製の網戸18枚を干すため、消防本部訓練棟南側の駐車場フェンスに立てかけていたところ、突然の強風であおられ、近くに駐車していた消防本部職員の車両3台を損傷した。市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合100%。損害賠償の相手方はごらんのとおりでございます。損害賠償の額49万7,811円でございます。

今後も、より一層、事故防止の徹底について図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。申しわけございませんでした。

○議長（兼山悌孝君） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第18号の報告を終わります。

◎議報告第17号について

○議長（兼山悌孝君） 日程20、議報告第17号 諸般の報告について、議員派遣の報告書を別紙の写しのおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

◎議報告第18号について

○議長（兼山悌孝君） 日程21、議報告第18号 諸般の報告について、例月出納検査の結果が監査委

員より別紙の写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

◎議報告第19号について

○議長（兼山悌孝君） 日程22、議報告第19号 諸般の報告について、行政監査の結果について、監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午前11時11分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 美谷添 生

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員